

## 山梨県県産材販路開拓事業募集要項

### 1 趣旨

この要項は、「山梨県県産材販路開拓事業費補助金」を交付するに当たり、その手続等に関し必要な事項を定める。

本要項以外の詳細については、「山梨県県産材販路開拓事業費補助金交付要綱」、「山梨県県産材販路開拓事業実施要領」によるものとする。

### 2 補助対象者

この補助金交付の対象となる者は、県産材製品の製造又は流通に携わる事業者とする。

### 3 補助事業の内容等

(1) 補助対象経費、補助率等は以下のとおりとする。

補助対象経費		補助率、補助上限額
経費区分	経費の内訳	
旅費	国内・海外旅費	補助率は、当該経費の2分の1以内 補助上限額は、500千円以内
庁費	出展登録料、参加費、小間代、小間装飾代、輸送費、通訳料、翻訳料、臨時雇用者賃金、PR用資料・動画作成経費、手数料	
その他の経費	上記に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める経費	

(2) 交付要件

- ①補助金交付決定後に発注、購入、契約等を行ったものに係る経費とすること。
- ②事業実施期間内に経費の支払いが完了すること。
- ③国又は地方公共団体等の他の補助金の交付を受けていないこと。
- ④金額が社会通念上妥当な経費となっていること。

### 4 実績報告書添付書類

交付要綱第8条に規定する必要な書類は次のとおりとする。

(1) 出展の様子を写した写真・画像（出展ブースの全貌を写した写真・画像、出展製品を

- 写した写真、PR・商談中の様子が分かる写真・画像等)
- (2) 展示会主催者作成のパンフレット等 (出展企業名が掲載されているもの)
  - (3) 補助対象経費に係る支出証拠書類・経費証拠書類

## 5 支出証拠書類

4 (3) に規定した補助対象経費に係る支出証拠書類は次のとおりとする。

### (1) 見積

購入・発注をしようとする物品やサービスの内容・費用について記載のある書類

### (2) 発注・契約

物品やサービス等を発注・契約したことが確認できる書類

### (3) 納品

発注・契約したとおりの物品やサービス等を受け取った、完了したことが確認できる書類

### (4) 請求

納品・完了した物品やサービス等の代金を請求されたことが確認できる書類

### (5) 領収

請求されたとおりに物品やサービス等の支払いを行ったことが確認できる書類

## 6 経費証拠書類

4 (3) に規定した補助対象経費に係る経費証拠書類及び留意点は次のとおりとする。

### (1) 旅費

搭乗券の半券

<留意点>

- ・山梨県職員旅費支給規程を準用し、規定されている金額を上限額とする。
- ・国内交通費は、事業所から空港までの移動に要する旅費
- ・自家用車での空港までの移動は、手持ちで展示品等を運搬する必要があり、公共交通機関での移動が難しい場合に限る (37 円/Km で換算した車賃、利用距離が 20Km を超える場合の高速料金が対象)。
- ・渡航費はエコノミー席に限る。

### (2) 出展登録料または参加費・小間 (ブース) 代

主催者作成の案内文書等、出展料の記載のある書類、共同出展を行う際は出展登録料・小間代の持ち分比率の取り決めが確認できる契約書等

### (3) 小間装飾・工事費

レンタル・購入した装飾品の内容、単価、数量が確認できる書類

### (4) 備品レンタル費

レンタルした備品の内容、単価、数量が確認できる書類

(5) 国内・海外輸送費

輸送品の内容、単価、数量が確認できる書類

(6) 通訳料・翻訳料

通訳・翻訳実施報告書（通訳者の名前・所属・サイン（署名）、通訳・翻訳を行った時間・業務の内容の記載のあるもの）、通訳者が通訳を行っている場面の写真

(7) 臨時雇用者賃金

臨時雇用者実施報告書（臨時雇用者の名前・所属・サイン（署名）、業務を行った時間・業務の内容の記載のあるもの）、臨時雇用者が業務を行っている場面の写真

(8) PR用資料・動画作成費

成果物の写真やデータ

<留意点>

- ・対象となる海外展示会で使用するものに限る（展示会規模から予想される来訪者数と部数に大きな乖離が無いか、英語又は現地語で作成されているか確認を行う）。
- ・作成するPR用資料・動画の翻訳が必要な場合は、翻訳費についても対象経費となる。

(9) 手数料（代理店手数料等）

手数料がかかる対象の経費が助成対象経費であると確認できる書類

7 予定採択件数

事業の規模は、1件あたり1,000千円（補助金額500千円）以内、採択件数は2件程度とする。

8 事業実施期間

補助金の交付決定日から令和6年3月8日（金）まで

9 申請期間、申請方法等

(1) 申請期間

令和5年5月17日（水）～令和6年1月5日（金）

ア 郵送の場合は、1月5日までに申請先に到着したものに限り有効とする。

イ 持参の場合は、1月5日の午後4時までに申請先で受け付けたものに限り有効とする。

※申請を受け付けたものから、内容を審査し、予算額を超えた時点で募集を締め切ります。

(2) 申請書類

次の①～④の書類のすべてを申請期間内に提出すること。

①山梨県産材販路開拓事業費補助金交付申請書【要綱様式第1号】

②事業計画書【要領様式第1号】

③誓約書【要領様式第2号】

④事業費の内訳【要領様式第1号別紙】

(3) 提出部数

正本1部

(4) 申請先

申請書類は、以下の申請先まで郵送又は持参により提出すること。

提出場所 山梨県林政部林業振興課 (山梨県庁本館8階)

住 所 〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1

電話番号 055-223-1653

メールアドレス ringyo@pref.yamanashi.lg.jp

担当名 木材資源活用担当

10 その他

(1) 提出された申請書類は返却しないものとする。

(2) 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。